

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日時：令和7年9月25日(木) 16:00~17:00

場所：天王寺税務署 2階大会議室

稅務署長 挨撈

支部長 挨撈

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 第50回天王寺区民まつりについて

日時等: 令和7年10月19日(日)12:00~ 場所五条公園グランド

※ 雨天時: 署と納税協会が区民センターで開催(別途(前日)連絡)

催 事: 「税の啓発コーナー」の出店

→ 税金クイズの実施(参加者にキャラクターバックを配付)

→ パインアメすくいや1億円体験コーナーの設置

2 事業者のデジタル化の推進について

別添1「事業者のデジタル化促進に取り組んでいます！」

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 税の作文の表彰及び作文表彰式の開催について

- 前年同様、近畿税理士会天王寺支部長賞(高校及び中学各2編)の授与を依頼

【参考(括弧はR6)】中学生:1,510編(1,488編)、高校生:976編(1,058編)

- 税の作文表彰式:12月11日(木)15:00(天王寺区役所講堂)への出席依頼
支部長 : プレゼンター
支部役員: 来賓

4 租税教育関係について

9月5日(金) 夕陽丘中学校 選挙とのコラボ授業
先生方のご協力を得て、実施



天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

5 税理士実態確認について

本年より書面による確認作業に変更(9月10日付で発送(10月10日期限))
(全員ではありません)

6 税理士掲示板における税理士情報の 掲載取りやめについて

- ・ 取り外し日:令和7年9月16日(月)
- ・ 税務署正面玄関横の税理士掲示板の名札を取り外し
- ・ 取り外した後の掲示板には、右のコードを掲示



天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 キャッシュレス納付の利用拡大について

- ・ 別添2 「国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！」
- ・ 別添3 「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました」

2 納税証明オンライン申請の利用拡大について

別添4 「納税証明はスマホで請求・受取できます！」

3 個人消費税の中間申告の振替納税について

振替日…令和7年9月29日(月)

4 住宅借入金等特別控除証明書の発送について

発送日…令和7年10月下旬予定

5 令和7年度納税表彰式について

開催日…令和7年11月11日(火)

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 期限内納付に向けた納付指導

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先の皆様
に納期限の周知及び期限内納付に向けた納付指導をお願いします。

課税期間当初から期中

確定申告前

中間申告や予定納税など、計画的な納税資金の準備についてご指導をお願いします。
⇒ 便利な**予納ダイレクト**をご案内ください。

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします。
⇒ 振替納税、ダイレクト納付など、便利な納税手段をご案内ください。

(別添5)「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

(別添6)「消費税の期限内納付のために、計画的な納税資金の積立てを！」

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 納期限を過ぎた国税の納付手続

期限内納付が困難との申出がある場合は、早期に税務署の徴収担当職員と納付相談を行うよう、ご指導をお願いします。

ダイレクト分納

納期限を過ぎた国税を、e-Taxに登録した預貯金口座から指定した（複数の）期日に納付できる便利な納付手続です。

利用する場合は、事前に税務署の徴収担当職員と納付相談を行い、分割納付計画を確定させた上で利用するよう、ご指導をお願いします。

(別添7)「納税が困難な方には猶予制度があります」

(別添8)「国税の分割納付に…ダイレクト分納を使ってみませんか？」

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和7年分確定申告について

2 自宅等からのe-Tax申告の推進

別添9 確定申告はぜひ自宅からのe-Tax(電子申告)で！

別添10 マイナンバーカードを使うとさらに便利！

マイナポータル連携で、申告に必要なデータを一括取得し自動入力

マイナンバーカードの2つの暗証番号(4桁・6文字以上)を忘れずに！

⇒ 失念した場合でも、再設定可能です

⇒ 有効期限切れに注意

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

- 1 相続税e-Taxの利用件数(別添11)
- 2 相続税e-Taxの利便性の向上
- 3 令和7年分等財産評価基準書正誤表の国税庁HPへの掲載等について

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(その他))

○ 書面添付制度の普及・定着に向けた利用推進について

(令和5事務年度 国税庁実績評価書:抜粋)

参考指標:税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合(所得税・相続税・法人税)

(単位:%)

年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得税	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5
相続税	21.5	22.2	23.1	23.4	24.3
法人税	9.7	9.8	9.8	10.0	10.0

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

(注1) 上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

(注2) 「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度から令和3年度については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

(注3) 「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書(修正申告書を除く。)を対象としています。

(注4) 「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 所得税の基礎控除の見直し等について(令和7年度税制改正)

- ・「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」について

開設日 : 令和7年9月16日(火)

電話番号: 0570-02-4562(ナビダイヤル)

受付時間: 9:00~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)

- ・別添12「所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト」及び「年末調整がよくわかるページ」等について

2 源泉所得税のキャッシュレス納付について

別添13「キャッシュレス納付割合の新たな目標値の設定と利用勧奨」

3 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について

別添14「法人税の電子申告は4社に3社が **ALL e-Tax**です!!」

4 輸出物品販売場制度の改正について

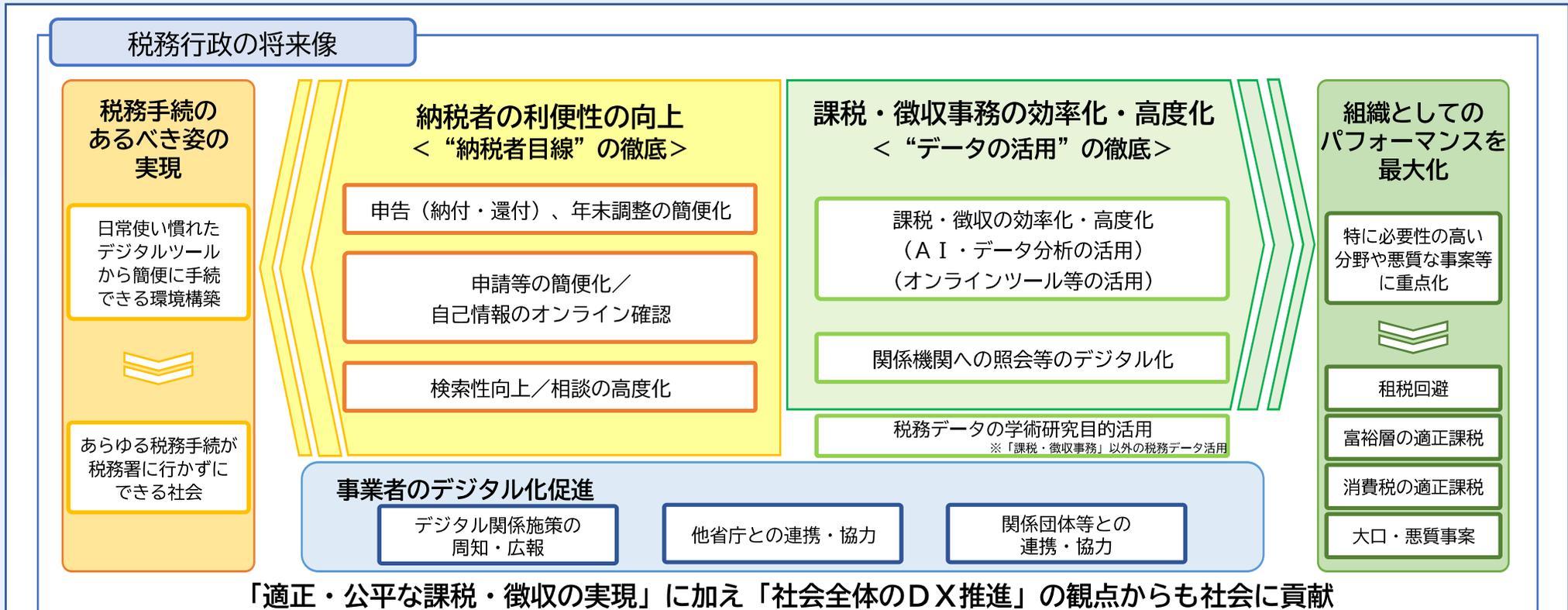
別添15「輸出販売場制度は令和8年11月からリファンド方式に移行されます」

支部提案議題

- 1 新年研修会について
- 2 支部親睦旅行について
- 3 「税を考える週間」について
- 4 確定申告期における無料税務相談の実施について
- 5 税務署に設置している税理士掲示板について
- 6 その他

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション —税務行政の将来像 2023—

- ▶ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ▶ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ⇒ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション — 税務行政の将来像2023 —」
(令和5年6月公表)



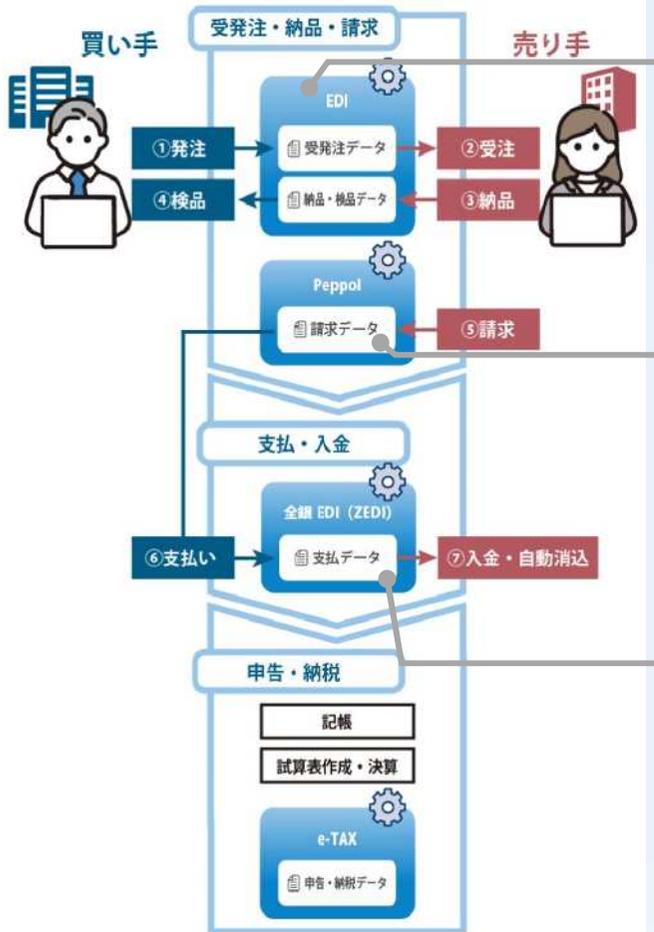
事業者のデジタル促進に向けた取組

事業者の皆様が取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化を促進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、大阪国税局もその一員として取り組んでおります。

大阪国税局HP
こちら →



デジタル化による一貫した処理イメージ



1 EDI (中小企業共通EDI)

- ✓ 「Electronic Data Interchange (電子データ交換)」の略称
- ✓ 企業間で伝票や請求書などを電子データで自動的に交換すること
- ✓ 取引先ごとに作成していた様式が不要となり、業務効率化に伴うコスト削減や入力作業の省略による人的ミスの軽減などの効果が期待



つなぐIT
コンソーシアムHP

2 Peppol (デジタルインボイス)

- ✓ 電子化した請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書の仕様」、「運用ルール」、「ネットワーク」に関する世界標準規格
- ✓ Peppolを利用してデジタルインボイスを送受信することにより、経理等のバックオフィス業務の効率化が期待



デジタルインボイス
推進協議会HP

3 全銀EDI (ZEDI)

- ✓ 総合振込に添付された請求データを相手先に連携させることが可能となるシステム
- ✓ 受取企業側での売掛金の消込作業が効率化されるなど、事務負担の軽減が期待



全国銀行資金決済
ネットワークHP

◆ 税に関するデジタル関係施策の紹介

事業者の皆様が必要とする情報にアクセスしやすいページを作成しております。



大企業の方は
こちら →



中小企業の方は
こちら →



個人事業主の方は
こちら →



大阪国税局では事業者の皆様

業務のデジタル化を応援しています！

➤ 大阪国税局HPに「事業者のデジタル化支援」サイトを新規開設！

「事業者のデジタル化支援」サイト掲載内容

1 事業者のデジタル化促進

- ・リーフレット「事業者の皆さまへ はじめてみませんか？日々の業務のデジタル化」
- ・国税庁HPの「事業者のデジタル化促進に係る動画等のリンク」を掲載

2 税務手続のデジタル化

税務手続のデジタル化(「e-Tax」及び「キャッシュレス納付」)に関する情報を集約

3 デジタル化促進の連携・協力機関

大阪国税局が連携・協力している関係機関等を紹介

【リーフレット】



【バナー一覧】



大阪国税局HP⇒その他情報⇒バナー一覧にも「**税務行政のDX**」バナーを新規掲載しております！HP等への掲載許可は必要ございませんので、御自由にお使いください！



大阪国税局HPへのアクセスは、以下の二次元コードから！



【←デジタル化支援サイト】



【大阪国税局HP→】

「事業者のデジタル化支援」サイトの概要等について

アクセス方法

国税庁HP⇒国税庁等について⇒組織
⇒大阪国税局の順番にアクセス！



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 使用方法 ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ ▶ 音声読み上げツール

ホーム 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法令等・ お知らせ・ 国税庁等について・

ホーム / 国税庁等について / 組織 (国税局・税務署等) / 大阪国税局

1 緊急のお知らせ

- ・令和6年地域半島地区に関するお知らせ (令和6年2月27日更新)
- ・令和6年地域半島地区に伴う税務署の業務について (令和6年2月16日8時30分現在)
- ・不審なメールや電話にご注意ください

大阪国税局
Osaka Regional Taxation Bureau

国税局・税務署の案内 報道発表・統計 税に関する情報 その他の情報

- 確定申告に関するお知らせ (令和6年2月1日)
- 令和5年分の確定申告書を作成される方へ (令和6年2月19日)
- 入場整理券 (当日分) の配付状況
- 消費税のインボイス制度等説明会及び登録済事業者向け説明会 (令和6年2月19日)
- インボイス制度に関する、補助金、取引上の対応等について (令和5年3月10日)

画面をスクロール

報道発表・統計

- 報道発表資料
- 統計情報

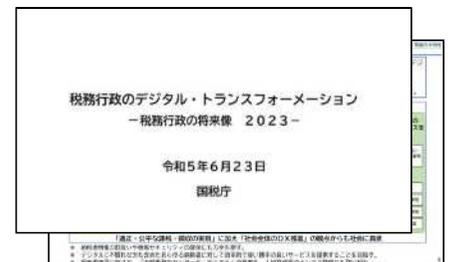
画面をスクロール

税に関する情報

- 一般取引資料せんの提出
- 文書回答事例
- お酒に関する情報
- 租税教育
- 消費税のインボイス制度
- 消費税申告説明会 (個人事業者向け)
- 電子帳簿等保存制度
- 源泉所得税に関する情報
- 事業者のデジタル化支援

事業者のデジタル化支援

「税務行政の将来像2023」
はこちらから！↓



大阪国税局・税務署 R6.12



簡単！便利！業務効率化！非対面で納付！

国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！

金融機関や税務署に行く必要なし！

国税庁 e-Tax キャッシュレス納付アプリ

ダイレクト納付 こんな方におすすめ！

- e-Taxを利用している方
- 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
 - ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。
- ※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が追加されました！

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、**申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることが**できる機能です。

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

▼詳細はこちら



振替納税による納付 こんな方におすすめ！

- 所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落としにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
 - ②「消費税及び地方消費税(個人事業者)」(※2)
 - ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
 - 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。)
 - インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。
- ※1 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分、予定納税(1期、2期)分が対象です。
 ※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

パソコンやスマホからe-Taxソフト(Web版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。

▼オンライン提出Web版マニュアル(2,392KB) ▼オンライン提出SP版マニュアル(3,054KB)




スマホアプリ納付 こんな方におすすめ！

- Pay払いを利用している方

▼詳細はこちら



e-Taxで申告等データを送信した後に格納される受信通知(納付区分番号通知)から専用サイトへアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合にご利用することができます。
- ※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 領収証書は発行されません(納付内容(PDF)データで納付情報をご確認ください。)
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

インターネットバンキング等からの納付 こんな方におすすめ！

- インターネットバンキングを利用している方
- 近くに金融機関のATMがある方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。)
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付 こんな方におすすめ！

- クレジットカードを利用している方

▼詳細はこちら



パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません(納付状況は利用明細等をご確認ください。)
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス納付以外の便利な納付方法

コンビニ納付(QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)、ファミリーマート(「マルチコピー機」端末設置店舗のみ)となります。
- 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこちら



▼e-Taxホームページ



▼e-Taxソフト(Web版)個人の方



▼e-Taxソフト(Web版)法人の方

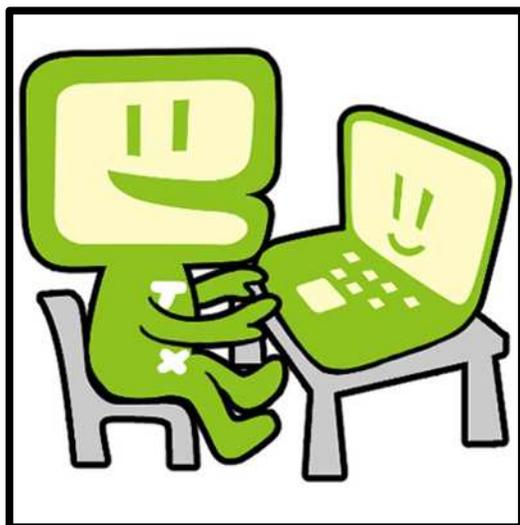




源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

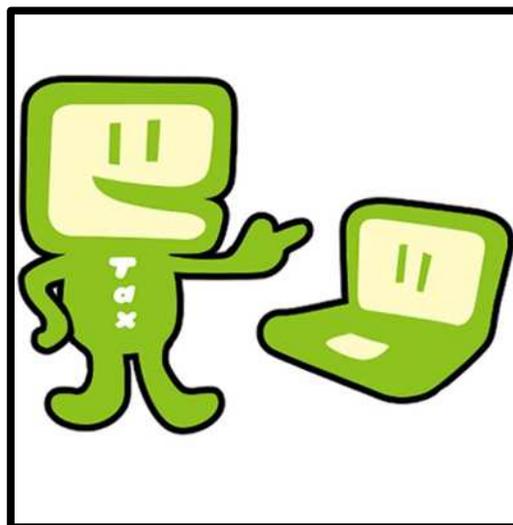
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部のみ

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



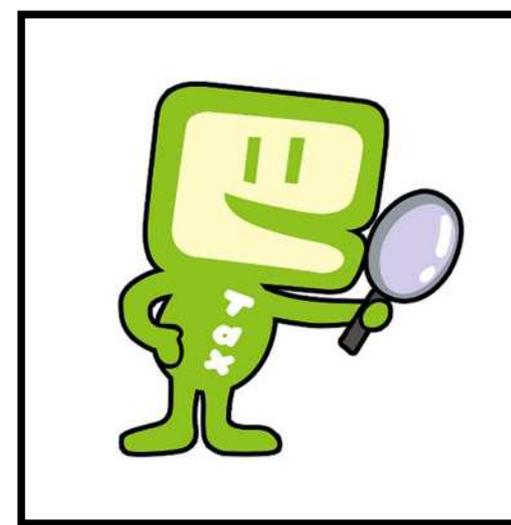
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

ホーム

税の情報・手続・用紙▼

刊行物等▼

法令等▼

お知らせ▼

国税庁等について▼

ホーム / [税の情報・手続・用紙](#) / [納税・納税証明書手続](#) / 納税に関する総合案内

納 税 に 関 す る 総 合 案 内

● 「納税に関する総合案内」においては、主に以下の1～7に該当する方を対象として、国税庁ホームページ上にある納税に関する情報にスムーズにアクセスしていただけるよう、ご案内しています。

■ 納付手続に関する情報（各種納付方法・納期限・振替日など）を知りたい方

1. 納付手続に関する情報を
知りたい方 ▶

源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナーはこちら
(e-Taxホームページ)

■ 計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口などを知りたい方

税の情報・手続・用紙

▶ 税について調べる

▶ 申告手続・用紙

▶ [納税・納税証明書手続](#)

- [納税に関する総合案内](#)
- [納税証明書](#)
- [延納・物納申請等](#)
- [延滞税](#)

▶ 税理士に関する情報

▶ お酒に関する情報

こちらから

納税証明書はスマホで 請求・受取ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

①

いつでもどこでも!

スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!

メリット

②

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

③

期間内*であれば

何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



マイナンバーカード
が必要です!

デジタル庁
公式noteはコチラ



step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。

代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取



step
01



自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し、作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

step
02



税務署窓口で本人確認

本人

- 本人確認書類(運転免許証など)※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

代理人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。

※2 個人の方の請求の場合、必要です。

委任状



step
03

手数料



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。

1税目 1年度 1枚あたり370円

オンライン請求なら

手数料が
おトク!!

step
04



納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取



請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して**手数料及び郵送料を納付する**必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、

納税証明書が取得不要の場合があります!



e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)が
ご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ内「**納税情報の添付自動化について**」をご覧ください。

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/tenpu_jidouka.htm



令和7年6月現在において、納税情報の添付自動化が利用可能な手続は、以下のとおりです。

- 物品の製造・販売等の入札参加に係る統一資格審査申請
- 建設業許可申請、経営事項審査申請(国土交通省)

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
 - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
 - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
 - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**

計画的な納税資金の積立てを!

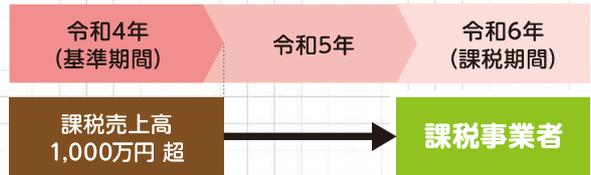


Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、**基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!**

Point

計画的な納税資金の積立てには『**予納ダイレクト**』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

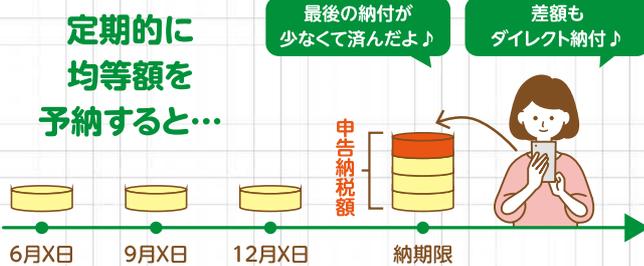
メリット

●申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

●延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に均等額を予納すると...



詳しくは、**国税庁ホームページ**へ

「計画的な納税(資金の積立て)を検査されている方(予納ダイレクト)」へ



計画的な納付で、安心! 確実!



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
1,000万円	84	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000万円	167	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000万円	250	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



ご注意ください



※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間(10・11・12月分)の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

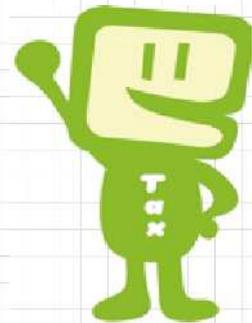
＼ 納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネットバンキング等による電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「OPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁ホームページへ



昨今の経済情勢の変化などの影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

- ▶ 昨今の経済情勢の変化などの影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の要件のすべてに該当するときは、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※1 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、担保は不要です。

※2 既に滞納がある場合や納期限から6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)



猶予制度の詳細
猶予申請書等 [はこちら](#)



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 以下のようなケースに該当する場合は、それぞれ記載した金額について、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。
- ▶ 既に滞納がある場合でも、申請をすることが可能です。
- ▶ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、担保は不要です。

○ 個別の事情(例)

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を!

(ケース1) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース2) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額の一部に相当する金額

(ケース3) 市場の悪化、親会社からの発注の減少等により売上の著しい減少を受けた場合

納税者の方が営む事業について、市場の悪化等の事情により、売上の著しい減少を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、その減少した売上看見合う売上総利益に相当する金額

税務署において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

令和7年4月

国税の分割納付に…

ダイレクト分納

を使ってみませんか？

毎月の納付予定日を管理するのが大変…

毎月、税務署や銀行の窓口に行く時間がない…

現金を用意するのが面倒…



ダイレクト分納って、何？

納期限を過ぎた国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した(複数の)期日に納付できる便利な納付手続です。ご利用にあたっては、**事前に徴収担当との納付相談が必要**です。

メリットは？

- **自宅**や**事務所**から**スマホ等**で納付手続が可能
- 納付予定日を**リマインド(メール)**によりお知らせ



- ◆ 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)
- ◆ 一回の登録で、約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。
- ◆ 本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。
- ◆ 徴収担当との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますのでご注意ください。

ダイレクト分納のイメージ



★詳しくは、国税庁HP「国税を納期限までに納付することが困難な方(ダイレクト分納)」へ



▶ 計画的な納税を検討されている方は、裏面へ！

それは

1年前から毎月納付するなど、
計画的に納付できる制度も！

予納ダイレクト

予納ダイレクト
って、何？

将来に納付が見込まれる国税を、
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に、予(あらかじめ)め納付できる手続です。

メリットは？

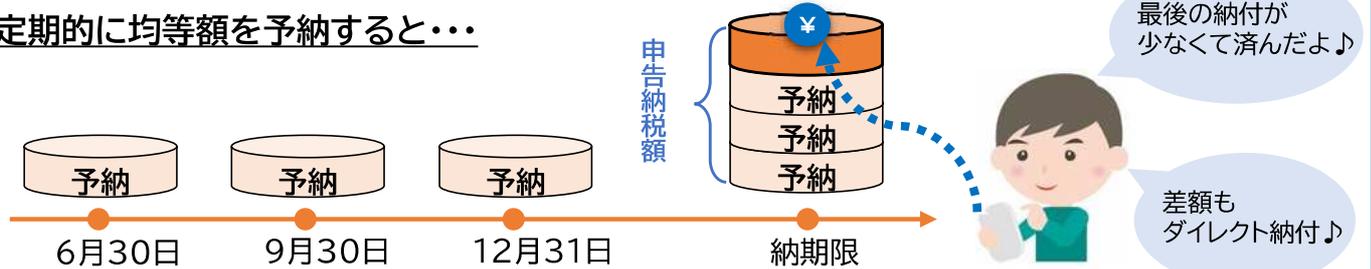
- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

予納できる
期間は？

例えば、令和X年分の確定申告分については、
⇒ 令和X年1月1日～12月31日となり、期間内において、
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



★詳しくは、国税庁HP「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



A

マイナンバーカードの電子証明書の有効性の確認方法

STEP

1

アプリをインストール

JPKI利用者ソフトアプリ

署名用パスワード
(英数字6～16文字)

- ・5回間違えるとロックされます
- ・15歳未満の方には、原則発行されていません

利用者証明用パスワード
(数字4桁)

- ・3回間違えるとロックされます



※ロックされた場合は、初期化や再設定が必要となるため、入力誤りにご注意ください

STEP

2

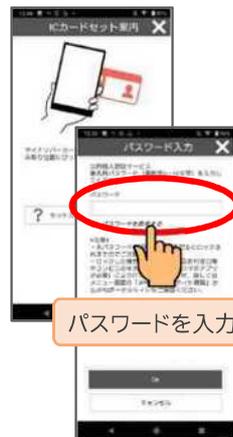
アプリの操作

証明書の選択

パスワードの入力

有効性の確認

確認結果

有効性を確認したい
電子証明書を選択

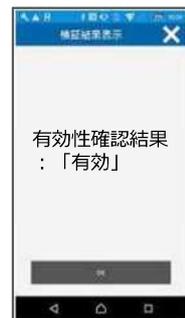
パスワードを入力



タップ

有効期間の
満了日

有効期間の満了日



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります



確認結果が「有効」以外の場合

- e-Tax申告をすることができません
- 住民票のある市区町村の窓口で再設定を行ってください

※「有効」以外の状態で送信した申告書は無効となるので、ご注意ください

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

※ご利用には別途通信料が掛かります

B

コンビニ等でのパスワードの初期化方法

- 【STEP1】を行わないと、【STEP2】を行うことはできません
- 【STEP1】完了後は、24時間以内に【STEP2】を行ってください

STEP

1

アプリをインストールし
スマホから事前予約

【事前予約可能な時間】24時間（メンテナンス時を除く）

JPKI暗証番号リセットアプリ



STEP

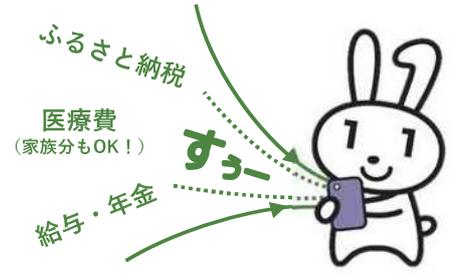
2

マイナンバーカードを持参し
コンビニ等のキオスク端末
(マルチコピー機)で初期化

【手続可能な時間】6:30～23:00

パスワードの初期化
の詳細はこちらキオスク端末等が設置
されているコンビニ等
の一覧はこちら

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

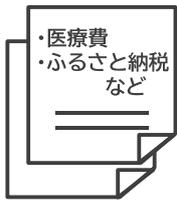
マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

利用した方から驚きの声！

確定申告書の
作成時間が短縮！

医療費やふるさと納税の
データが自動で連携されて楽！
入力の手間も
ミスもなく安心♪



証明書等の
データ



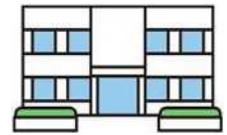
マイナポータル経由で
データを一括取得



確定申告書に
自動入力・自動計算



ご自宅から
e-Taxで送信



税務署

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備



手続に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)



スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



準備手順



STEP1

✓ マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



利用者登録はこちら

マイナポータル



STEP2

✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



確定申告の事前準備ページはこちら

STEP3

✓ マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携

マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

✓ 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

- 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
- 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

✓ e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！

確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



作成コーナー



国税庁 法人番号7000012050002

R6.8

税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



▶ 利用率は3年前と比べて
2倍に上昇！

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5～) NEW

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1～)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4～) NEW

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- ▶ 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12～) NEW

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- ▶ 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1～)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

1 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「変更等届出書」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に電話で連絡
 - ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の
入力方法

2 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「委任関係の登録」を実施
 - ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

相続税申告に必要なとなる資料の収集時

3 マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
 - ※ 確認できる情報はe-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの
贈与税申告情報

4 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
 - ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

相続税申告のe-Tax送信時

5 添付書類はイメージデータ (PDF) で送信

- イメージデータ (PDF) は**グレースケール (白黒など)**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能 (合計11回: 最大154MBの送信が可能)



イメージデータで
送信可能な添付書類

6 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

相続税の納付時

7 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
 - ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問 (Q&A)」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く)



e-Taxに関する
お問い合わせ先



国税庁ホームページ等のURL・リンク用バナー・QRコード

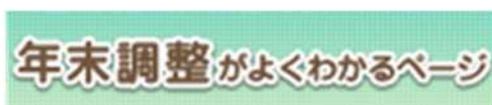
1 所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

2 年末調整がよくわかるページ

※ 令和7年分については、令和7年9月下旬に更新予定です。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



3 年末調整手続の電子化に向けた取組について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



※ 上記「年末調整がよくわかるページ」及び「年末調整手続の電子化に向けた取組について」のリンク用バナーにつきましては、「年末調整がよくわかるページ」にも掲載しておりますので、御利用ください。

4 源泉所得税の納付手続（キャッシュレス納付）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm



- 5 給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0025004-071.pdf>



- 6 マイナンバーカードの有効期限に関する Q & A
<https://digital-gov.note.jp/n/nff8306c9b552>



- 7 所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 上記の 2～6 については、ホームページや機関紙（誌）等へ掲載していただきますよう御協力をお願いいたします。

キャッシュレス納付割合の新たな目標値の設定と利用勧奨（源泉所得税）

- 令和6年度における国税のキャッシュレス納付割合は、全税目で45.3%（速報値）となる中で、最も納付件数の多い源泉所得税は、27.0%（速報値）に留まっており、今後、この状況を改善していく必要があると考えています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（速報値）
全税目	32.2%（4,795万件）	35.9%（4,851万件）	39.0%（4,944万件）	45.3%（4,973万件）
源泉所得税	14.2% （2,054万件）	17.6% （2,073万件）	21.3% （2,083万件）	27.0% （1,935万件）

※ かっこ書きは非キャッシュレス納付を含む全体納付件数

- 国税庁では、国税当局と関係団体等の皆様が連携して統一の目標に向かって源泉所得税のキャッシュレス納付の利用拡大を図ることができるよう、「源泉所得税のキャッシュレス納付割合」の目標値（令和8年度末までに36%を予定。令和7年10月の公表を予定。）を新たに設定した上で、本年3月に国税庁ホームページに開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用するなどして、より一層の利用勧奨等に取り組む予定です。

※ 「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」の詳細については、別紙をご確認ください。

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
- ◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



Check



財務諸表データの作成方法

【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

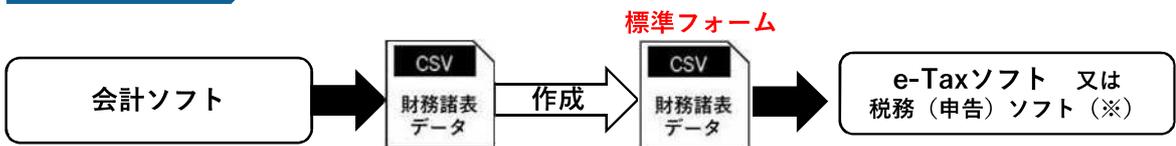
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

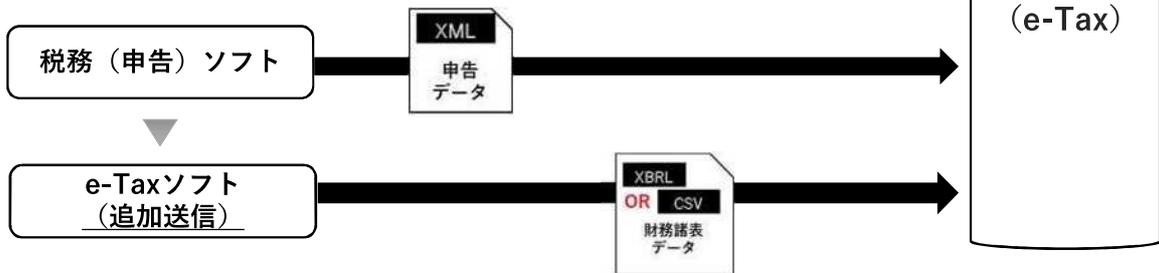


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



令和7年4月
国 税 庁

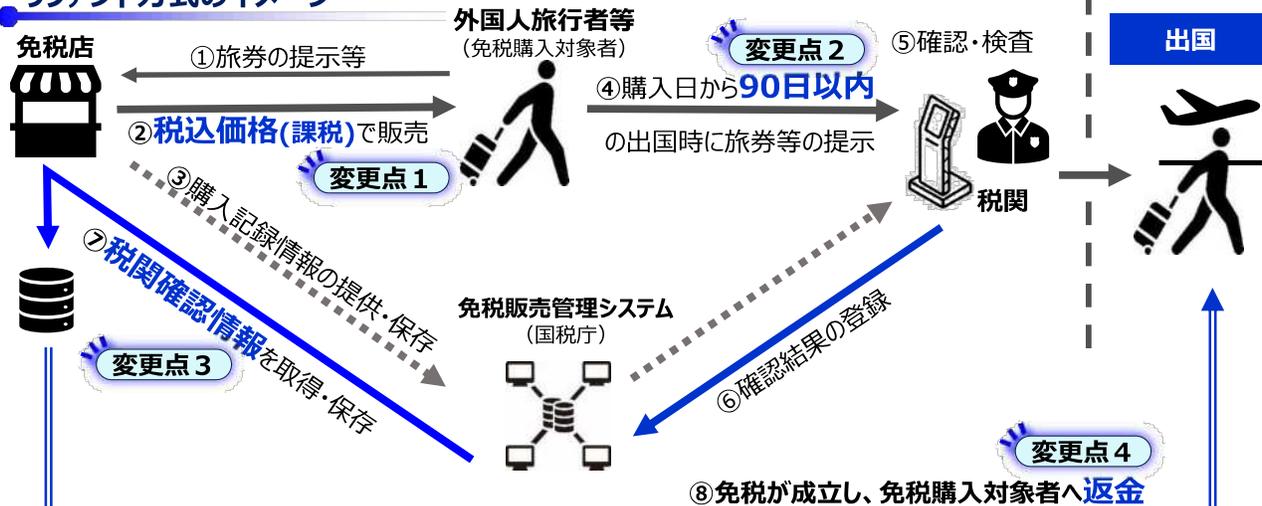
【令和7年度税制改正】

輸出物品販売場制度は令和8年11月から
リファンド方式に移行します1 リファンド方式の概要 

※下線部分が主な変更点です。

- 輸出物品販売場（免税店）制度は、**令和8年11月1日**から、次のとおり、**リファンド方式**に移行します。
 - ✓ 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。
変更点1
 - ✓ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**（注1、2）を受けることとなります。
変更点2
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。
変更点3
 - ✓ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。
変更点4

リファンド方式のイメージ



- (注) 1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。
- 2 **税関の確認**の際に、同一の購入記録情報（一の販売（領収）単位）に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる**全ての免税対象物品**について、その確認を受けることはできません。

■ 「リファンド方式への移行」に伴う上記1以外の主な改正事項

 免税対象物品の範囲等の見直し[詳しくは2（2頁）へ](#)

- ✓ 一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額（50万円）、特殊包装の廃止
- ✓ 通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止 など

 免税販売手続等の見直し[詳しくは3（2頁）へ](#)

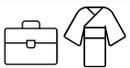
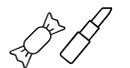
- ✓ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
- ✓ 単価100万円（税抜価額）以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定 など

 免税店の区分や許可要件等の見直し[詳しくは4（3頁）へ](#)

- ✓ 免税店の区分や許可要件が見直され、併せて申請届出手続を簡素化 など

2 免税対象物品の範囲等の見直し

- リファンド方式への移行に伴い、次のとおり見直されます。

	区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装
現行制度	 一般物品	5千円～	通常生活の用に供する物品	不要
	 消耗品	5千円～50万円		必要
見直し後	 区分なし	5千円(注)～	用途を問わない	不要
	区分の廃止	購入上限額の廃止	用途要件の廃止	包装の廃止

(注) 一般物品と消耗品の区分廃止に伴い、購入下限額（5千円）の判定もこれらを区分せず（税抜価額により）行います。

- 免税対象物品は、次に掲げる物品以外の物品とされます(注)。

① 金及び白金の地金 ② 金貨及び白金貨 ③ 消費税が非課税とされる物品

(注) 免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、税関の確認を受けることはできません。そのため、免税店で購入する免税対象物品は、出国時にその全てを自らが所持して持ち出す（輸出する）ことができる数量に限られます。

参考 購入の際に免税店から免税対象物品を直送することもできます（3の「直送制度の見直し」（3頁）参照）。

3 免税販売手続等の見直し

- 免税購入対象者の確認方法等の見直し

▶ 船舶観光上陸許可等により在留する者の免税販売手続において、上陸許可書（在留資格の確認）に加えて、**旅券の提示**(注)を求めることとされます。

(注) 船舶観光上陸許可により在留する者については、**旅券の写しの提示**を含みます。

▶ **日本国籍を有する非居住者**が国外に2年以上居住することの証明書類（現行制度は在留証明又は戸籍の附票の写し(注1)）に**マイナンバーカード**(注2)が追加されます。また、購入記録情報として設定するこの証明書類の内容は、**証明書類の種類及び国外転出日**（又は国外定住日）の2項目に緩和され、**証明書類の写し等の保存は不要**とされます。

(注) 1 これらの証明書類については、**本籍の記載は不要**とされます。
2 国外に転出した旨の記載があるものに限りです。

参考 上記の免税購入対象者（非居住者）の確認方法等（**下線部分**が主な変更点です）

免税購入対象者		確認方法		購入記録情報の提供に関する主な変更内容
外国籍	船舶観光、乗員、緊急、遭難による上陸許可により在留する者	 + 	旅券と上陸許可書 を確認	現行制度の許可書番号(注1)に代えて 旅券番号 を入力
	寄港地、通過による上陸許可により在留する者		旅券を確認	-（変更無し）
日本国籍	国外に2年以上居住する者	 + 	旅券と証明書類(注2)を確認	現行制度の証明書類に関する事項に代えて 証明書類の種類及び国外転出日 （又は国外定住日）の 2項目 を入力

(注) 1 船舶観光上陸許可書（旅券の写しの添付あり）を所持する者は、現行制度においても旅券番号を入力します。
2 国外に2年以上居住することの確認は、証明書類のいずれであっても国外転出日（又は国外定住日）から**最終入国日**（旅券に記載された「上陸年月日」）までの期間で行うこととされます。なお、在留証明・戸籍の附票の写しは、現行制度と同様、いずれも最終入国日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限られます。

● 購入記録情報として提供する項目の見直し

- 単価**100万円(税抜価額)以上**の商品を販売した場合、商品の属性に応じ、**次の事項を組み合わせ**て「免税対象物品を特定するに足りる事項(商品情報詳細)」を提供することとされます(必須項目)。
 - ✓ 免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書(鑑別書)若しくは保証書付きである旨
 - ✓ シリアル番号の付された腕時計のような商品は、上記の事項に加えそのシリアル番号

参考 商品情報詳細の設定例

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
腕時計	ブランド名〇〇、型番AA12345、黒色系	XX99999
宝飾品(ブローチ)	ダイヤのブローチ、イルカの形、モデル名〇〇、18K、鑑定書あり	-



- 「商品分類」や「販売場名称(英語表記)」が任意項目(注)として追加されます。

(注) 「商品分類」は任意項目とされますが、「品名」欄等からその商品を特定できない場合、法令上の提供項目である「品名」が設定されていないものとして、免税購入対象者が税関の確認を受けられない可能性があります。そのため、免税店において「商品分類」欄の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

● 直送制度の見直し

免税購入対象者が免税店で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売方式(いわゆる直送制度)については、現行制度に代えて**消費税法第7条(輸出免税制度)**(注)により**免税の適用を受けることができる**こととされます。そのため、リファンド方式移行後に直送制度を適用する場合、免税店における**一連の免税販売手続や購入記録情報の提供は不要**となります。

(注) 販売場(リファンド方式移行後は免税店に限りません。)において顧客(免税購入対象者に限りません。)が運送契約を締結し、その場で商品を運送事業者へ引き渡す方法。この場合、現行制度と同様、事業者において一定の事項が記載された運送契約書等の保存が必要となります。



4 免税店の区分や許可要件等の見直し

● 一般型免税店と手続委託型免税店の区分の統合等

- 一般型免税店と手続委託型免税店の**区分が統合**されるとともに、次のとおり見直されます。
 - ✓ 免税店の許可要件については、要件の一部が緩和される一方、「**免税販売手続や購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を適正に実施するための必要な体制が整備されていること**」が新たに追加されます。
 - ✓ 一般型免税店を営業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができることとされ、この場合の要件(免税手続カウンターの設置場所)については、**現行制度での「特定商業施設」内である必要はなくなります**(ただし、免税手続カウンターで行われる**免税販売手続は一般型免税店での免税対象物品の販売と同一の日に行う必要**があります。)
- **免税販売手続電子化未対応の免税店**(令和8年10月31日までに「購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出の免税店)については、**令和8年10月31日をもって免税店許可の効力を失うこと**とされます。

(注) 令和8年11月1日以降、既存の一般型免税店又は手続委託型免税店は新制度の一般型免税店の許可を受けたものとみなされます(上記の電子化未対応の免税店を除きます。)。また、手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です。

参考 免税店の区分

現行制度	一般型免税店	手続委託型免税店	自動販売機型免税店
見直し後	一般型免税店		同上

● 申請届出手続の簡素化

免税店を移転する場合、現行制度では移転後の販売場について改めて許可を受ける必要がありますが、リファンド方式においては現行制度と異なり**変更届出書の提出で移転手続が可能**となります。また、免税店の許可要件等の見直しに伴い、現行制度で免税店の区分ごとに分かれている許可申請書等や変更内容ごとに分かれている届出書がそれぞれ統合され、免税店制度に係る各種申請届出書の添付書類も簡素化(「会社案内」等の提出は不要)されます。

5

振替処理や返金手続 

● 課税売上げから免税売上げへの振替処理

- 商品販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすこととなりますので、その後に免税売上げに振り替える必要があります。この振替処理については、次の①の方法のほか、②の方法によっても差し支えありません。

① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法

② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法

- 商品販売時に課税売上げとした取引について、その取引を行った課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合（例えば、免税対象物品の販売をX1期で行い、税関確認情報の保存が翌期（X2期）となった場合）には、その販売を行った期（X1期）の申告を修正するのではなく**税関確認情報を保存した期（X2期）において調整する方法**（注）も認められます（ただし、その処理を継続して行う必要があります。）。

（注） 売上げに係る対価の返還等があったものとして処理する方法などにより処理します。

● 免税購入対象者への返金手続

免税購入対象者への返金手続については、免税店を営業者自らが行うほか、承認送受信事業者等にその返金手続を委託するといった方法が考えられます。

参考

具体的な返金手続をどのように実施するかは**消費税法令においてルールを定めているものではありません**。返金方法については、例えば、銀行振込や、クレジットカード送金、アプリ送金、税関確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられます。



6

その他の見直し 

- 上記の見直しのほか、リファンド方式への移行（令和8年11月1日）に併せ、次の改正も行われます。
 - ✓ 税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合の罰則規定の創設や税関による即時徴収規定の整備
 - ✓ 免税店の許可取消要件に、購入記録情報に不備又は不実の記録があることなど「税関長の確認に支障があると認められる場合」を追加
- 免税店で購入した免税対象物品の**別送の取扱い**（発送伝票の控え等の書類により輸出したことを確認する取扱い）は、リファンド方式への移行を待たず**令和7年3月31日をもって廃止**されました。

（注） 上記は、令和7年4月1日以降に購入した商品から適用されます（出国時に購入品を所持していなかった場合、消費税が徴収されます。）。同年3月31日までに購入した商品については、要件に従って別送している場合、原則として別送の取扱いの適用を受けることができます。



7

施行時期 

- リファンド方式を含めた改正内容は、**令和8年11月1日以降**に免税店で行う**免税対象物品の譲渡（販売）**から適用されます（上記6の「別送の取扱い」を除きます。）。

（注） 免税店を営業者の方が、**令和8年11月1日以降も免税店で行う取引について免税の適用を受けるためには、リファンド方式に対応する必要があります**。現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

■ 国税庁ホームページ



令和8年11月1日から実施



リファンド方式 特設サイト

輸出品販売管理制度（リファンド方式）の最新の情報はこちら



リファンド方式に関する**通達**や**Q & A**、**免税販売管理システムの改修**に係る「免税販売管理システムAPI仕様書」を掲載しています。**詳しくはこちら**

